

特定建設作業の届出等の 留意点について

令和8年6月11日（木）

大阪市 環境局 環境管理部 環境規制課

本日の内容

- 特定建設作業の届出手続について
- 電子申請（行政オンラインシステム）について
- よくある質問について

参考資料（大阪市環境局HP）

建設業のみなさんへ

（特定建設作業の届出と規制のあらまし）

https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000060/60981/aramashi_token_20230401.pdf

特定建設作業の定義

＜騒音規制法・振動規制法・府条例から抜粋＞

「特定建設作業」とは、著しい騒音・振動を発生する作業であって、政令・府条例規則で定めるものをいう。

例

解体工事・新築工事

- ・ ショベル系掘削機械を使用する作業
- ・ ブレーカーを使用する作業

道路工事

- ・ コンクリートカッターを使用する作業
- ・ さく岩機を使用する作業

騒音・振動の規制基準

特定建設作業を伴う建設工事を施工するときは、法律、府条例に定める規制の基準を遵守してください。

項目	区域	騒音	振動
基準値	1号	85デシベル	75デシベル
	2号		
作業可能時刻	1号	午前7時～午後7時	
	2号	午前6時～午後10時	
最大作業時間	1号	10時間／日	
	2号	14時間／日	
最大作業期間	1号	連続6日間	
	2号		
作業日	1号	日曜その他の休日を除く日	
	2号		

- ・ 騒音規制法第15条、振動規制法第15条
- ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例第94条

届出義務者

- ・ 建設⼯事を施工しようとする **元請業者**

- ◇ 法人の場合

- 名称と代表者氏名を記載

- ※代表者…代表権を有する者

- ◇ 共同企業体（JV）の場合

- 協定書等に定める共同企業体の名称を記入したうえで、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を併記

届出の提出期限

- ・ 特定建設作業開始の **7日前まで**

大阪市行政オンラインシステムにより電子申請を行うか、受付窓口又は郵送にて特定建設作業開始の **7日前までに**本市届出窓口に必着するように提出

※ 「7日前まで」とは…

「**中7日をあける**」ことを意味する。

例

11
(木)

12
(金)

13
(土)

14
(日)

15
(月)

16
(火)

17
(水)

18
(木)

19
(金)

届出日

7日間

工事開始日

届出は作業の種類ごと①

特定建設作業実施届出は、作業の種類ごとに必要な

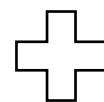
例 ショベル系掘削機械とブレーカーを使用する場合

紙申請



電子申請

ショベル系掘削機械の申請
(添付資料含む)

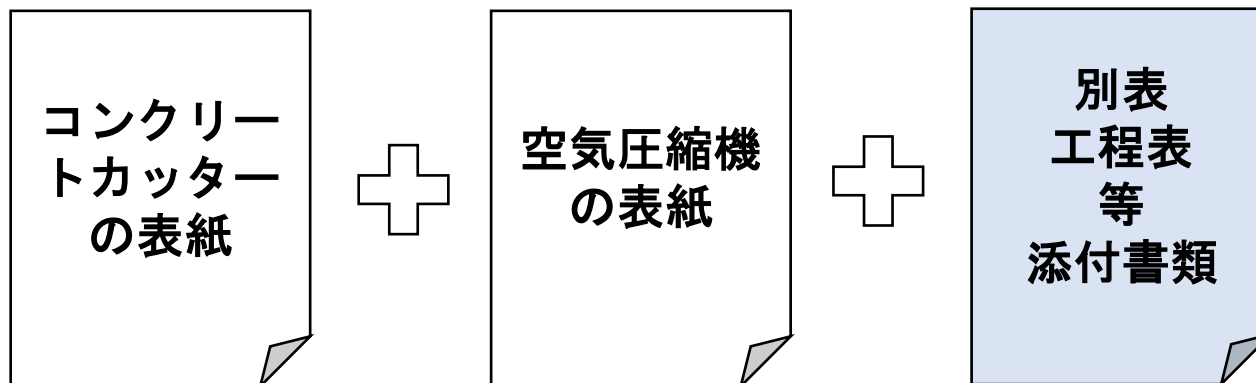


ブレーカーの申請
(添付資料含む)

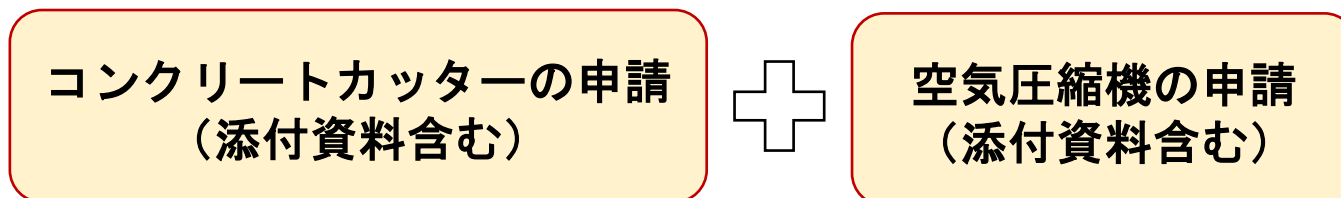
届出は作業の種類ごと②

例 コンクリートカッターを使用する作業において、動力源として空気圧縮機を使用する場合

紙申請



電子申請



届出は作業の種類ごと③

バックホウ（ショベル系掘削機械）を使用する作業

○「原動機の定格出力が20kWを超えるバックホウを使用する作業」

⇒（府条例）「ショベル系掘削機械を使用する作業」として届出※

○「原動機の定格出力が80kW以上のバックホウを使用する作業」

⇒（騒音規制法）「バックホウを使用する作業」として届出※

ただし、環境大臣が低騒音型であると指定したバックホウは、騒音規制法に基づく届出は不要



現在、ほとんどのバックホウは環境大臣が指定する低騒音型のため、20kWを超えるバックホウについては、「ショベル系掘削機械を使用する作業」として届出

※スケルトンバケットを使用する場合は届出書にその旨を記載

届出は作業の種類ごと④

例外①：さく岩機を使用する作業

例 さく岩機の動力源に空気圧縮機を使用する場合

建設工事の名称	株式会社〇〇ビル新築工事に伴う解体工事
建設工事の目的に係る施設 又は工作物の種類	鉄筋コンクリート5階建 延べ床面積11,000m ²
特定建設作業の種類	さく岩機を使用する作業
特定建設作業に使用される 騒音規制法施行令別表第2、 振動規制法施行令別表第2 及び大阪府生活環境の保全 等に関する条例施行規則別 表第20に規定する機械の名 称、型式、仕様	SGK-20、SGK-30 (さく岩機の型式) KAK-175S (17kW) (空気圧縮機の型式、定格出力)

※**電気式さく岩機**（電動チッパー等）を使用する場合も、「さく岩機を使用する作業」の**届出が必要**

届出は作業の種類ごと⑤

例外②：ブレーカーを使用する作業

例 手持式さく岩機と油圧式ブレーカーを使用する場合

建設工事の名称	株式会社〇〇ビル新築工事に伴う解体工事
建設工事の目的に係る施設 又は工作物の種類	鉄筋コンクリート5階建 延べ床面積11,000m ²
特定建設作業の種類	ブレーカーを使用する作業
特定建設作業に使用される 騒音規制法施行令別表第2、 振動規制法施行令別表第2 及び大阪府生活環境の保全 等に関する条例施行規則別 表第20に規定する機械の名 称、型式、仕様	SGK-20、SGK-30 (さく岩機の型式) KAK-175S (17 kW) (空気圧縮機の型式、定格出力) BRK-100A (ブレーカーの型式)

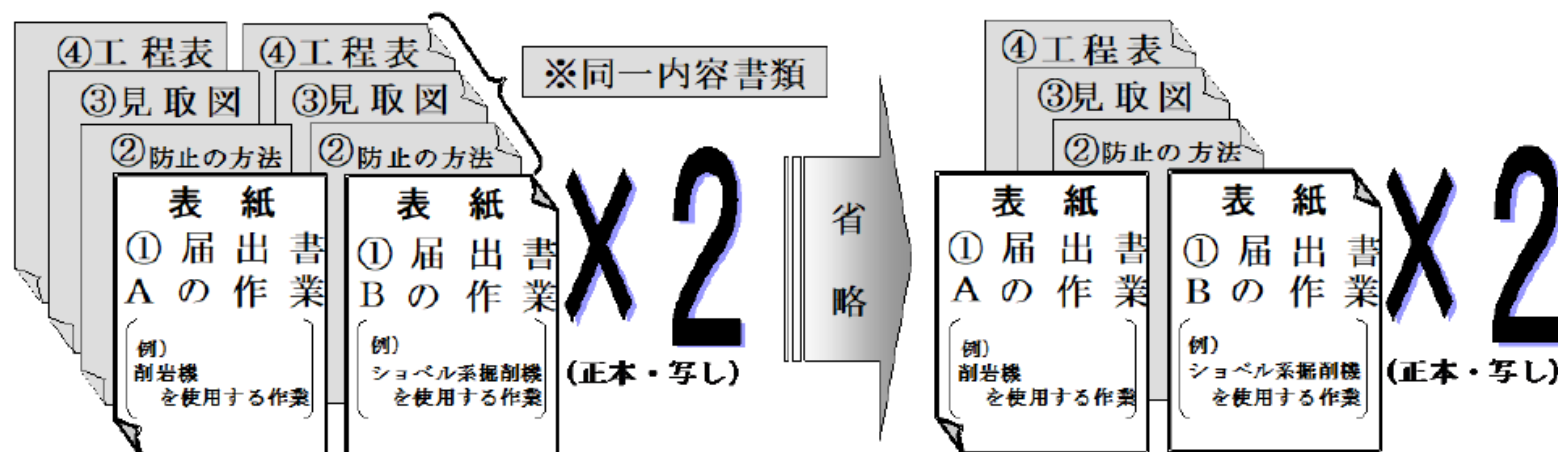
※ブレーカーはアタッチメントの型式を記載、**重機本体の記載は不要**

届出書の添付書類

- ◇騒音又は振動の防止方法
- ◇周辺状況の見取図
- ◇特定建設作業及び建設工事の工程表

(紙申請) 同じ工事で作業の種類が異なる場合

→記載内容が同一の場合は1部に省略できる



※電子申請の場合は、申請する作業の種類ごとに添付が必要

その他の添付書類

次の条件の場合、別途添付が必要

- ① 夜間、日曜日及びその他の休日に作業を実施する場合
→ 道路使用に関する許可等の書類
(※許可を受けた場所・期間を示す資料を含む)

- ② 届出者に代表権がない場合
→ 委任状

届出書(表紙)の留意点①

様式 8

特定建設作業実施届出書

提出日を記載

令和8年6月11日

大阪市長 殿

届出先は
大阪市長宛住所 大阪市北区中之島1-3-20
(電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇)

氏名 〇〇株式会社

代表取締役 大阪 太郎

(法 代表者の氏名)

騒音規制

押印は不要

項(第2項)

特定建設作業を実施するので、振動規制

項(第2項)

大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項(第2項)

の規定により、次のとおり届け出ます。

届出書(表紙)の留意点②

建設工事の名称	株式会社〇〇ビル新築工事に伴う解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は 工作物の種類	鉄筋コンクリート5階建 延べ床面積11,000m ²			
特定建設作業の種類	ショベル系掘削機械を使用す			
特定建設作業の種類 規制法 制法施行令別表第2及び大阪府 生活環境の保全等に関する条例 施行規則 械の名称、	バックホウ BH-40SS 40kW (スケルトンバケット含む)			
特定建設作業の場所	大阪市〇〇区〇〇〇			
特定建設作業の実施の期間	令和8年6月19日から 令和8年8月29日まで 72日間 (休業日 12日)			
特定建設作業の開始及び終了の 時刻	作業開始 8時	作業終了 17時	作業日 日曜・休日を除く	実働時間 8時間
騒音又は振動の防止の方法	別表に記載のとおり			
発注者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代 表者の氏名	大阪市〇〇区〇〇〇-〇-〇 (株)〇〇 代表取締役〇〇 〇〇 (電話番号〇〇〇〇-〇〇〇〇)			

スケルトンの併用
について記載

提出日から中7日
以上あけてください

機械の名称、型式、仕様
(定格出力) を記載

作業期間の
全日数

発注者情報も漏れな
く記載してください

届出書(別紙)の留意点①

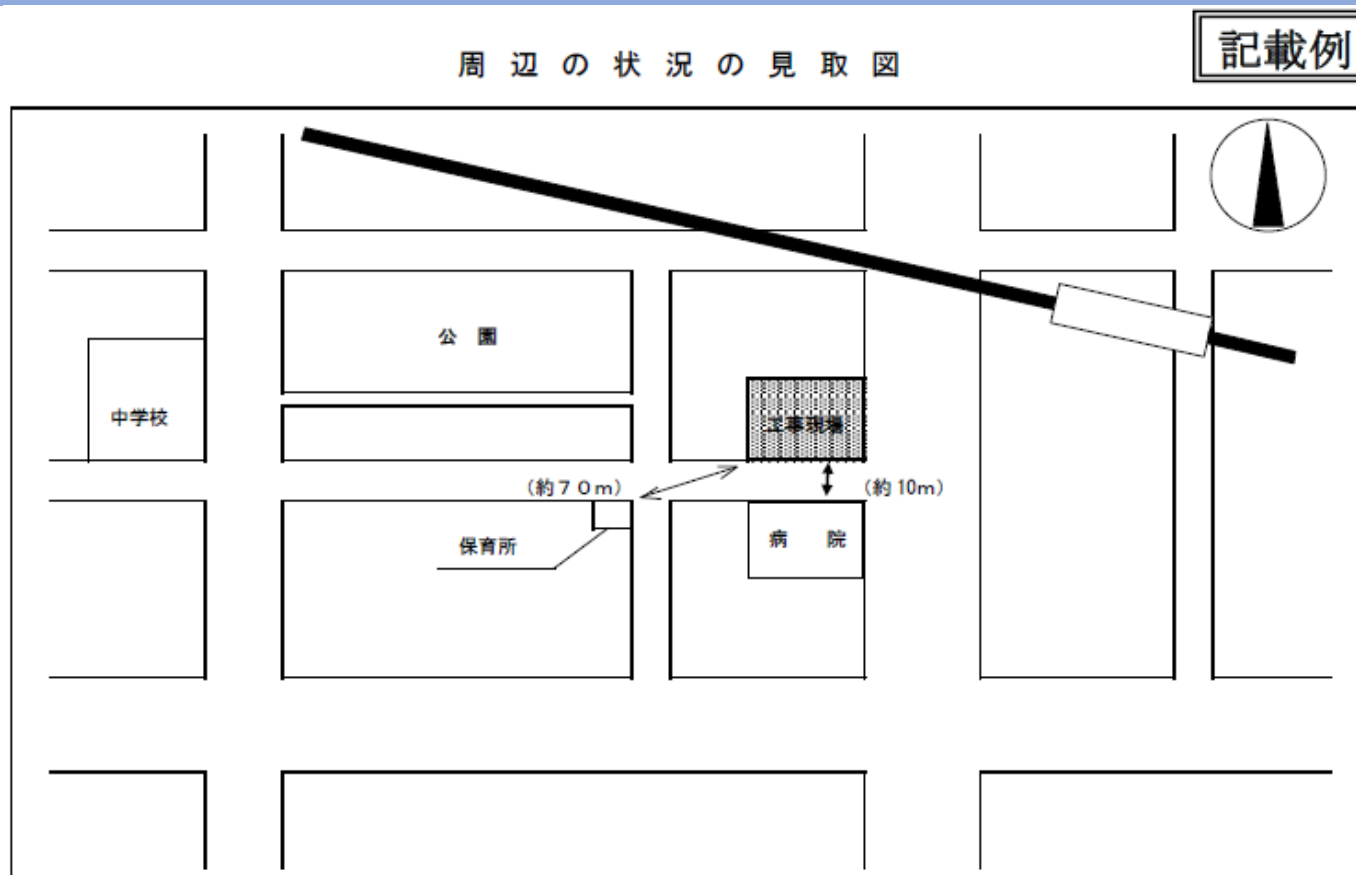
		項 目		内 容	
				対 応 方 法	実 施 年 月 日(予 定)
工 事 現 場 に お け る 措 置	の 住 民 周 知 へ	①	周知の方法について	①.説明会	R O. O. O (実施 <u>予定</u>)
				2.各戸説明	R . . . (実施・予定)
				③.地元役員等折衝	R O. O. O (実施・予定)
				4.周知文配布	R . . . (実施・予定)
				⑤.掲示板の設置	R O. O. O (実施・予定)
				6.その他()	R . . . (実施・予定)
現 場 周 辺 状 況 等	②	現場周辺状況並びに病院・学校等がある場合の配慮内容等	①.有 約80m以内に	a 病院・入院施設を有する診療所 b 図書館 c 学校 d 保育所・幼保連携型認定こども園 e 特別養護老人ホーム f その他静穏を必要とする施設()	2.無
			病院・学校等との協議日時と配慮内容:	管理者との協議: R O. O. O (実施 <u>予定</u>) 静寂を必要とする時間帯は、著しい騒音・振動の発生する作業は極力行わず、騒音・振動の発生が少ない作業を行う。定期的に協議を行う。	
管 理 体 制	公 害 防 止	③	公害防止の管理体制について	①.苦情対応責任者	a 選任(常駐・非常駐〔代行者選任〕) b 自主管理責任者兼務 c 所長兼務
				2.苦情専用窓口設置	3.ガードマン 4.その他
				④.騒音・振動の測定について	①.有(定期的に実施 随時実施 <u>自動測定機設置</u>) 2.無
				⑤.苦情発生時の処理体制について	①.現場責任で対応 2.本社責任で対応 3.その他()
場 合 の 措 置	苦 情 が 生 じ た	⑥	工事現場での措置について	①.防止対策の強化 [a 防音塀 b 防音シート c 防音パネ 補 d 防音カー]	
				2.作業時間・曜日等の変更 3.工法、建設機械の変更 4.動力源の適正配置 ⑤.陳情者に誠意をもって説明 6.その他()	

届出書(別紙)の留意点②

参 考	石綿 関 係 (ア ス ベ ス ト)	⑪	建築物等の解体、改造又は補修 作業を行う場合	事前調査の終了年月日：令和〇. 〇. 〇 終了 、調査中 事前調査の方法：・ 設計図書等 ・ 目視調査 分析・みなし 石綿使用の有無： 有 (天井 壁 ・その他 [])・無 石綿の種類：吹付け石綿・断熱材・保温材・耐火被覆材・ 仕上塗材 (m ²)・ 成形板等 (スレート等 <u>700 m²</u>) 工事着手年月日：令和〇. 〇. 〇 着手 ・予定 事前調査結果報告： 報告済 (申請ID等〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇) ・報告予定・報告対象外 調査結果の表示年月日：令和〇. 〇. 〇実施 予定
	大気 関 係	⑫	排出ガス対策型建設機械使用の有無	有 ・ 無
本作業の公害防止自主管理責任者				氏 名 代之者も選任している場合その氏名
				中之島 二郎

- 令和4年4月1日から、一定規模以上の建築物等の工事は**石綿事前調査結果報告システム**において事前調査結果の報告が必要
 - ・建物の解体工事：床面積の合計が80m²以上
 - ・建物の改修工事：工事全体の請負金額が100万円以上
 - ・工作物（国が指定するもの）の解体、改造、補修工事：作業全体の請負金額が100万円以上
- 事前調査結果は**工事の着手前まで**に必ず報告してください。

届出書(別紙)の留意点③



- ◇ 周辺の状況が把握できる見取図を添付
- ◇ 約80m以内の病院・学校等の有無が分かるよう、地図の縮尺を記載したり、現場を中心として半径約80mの円などを描く

届出書(別紙)の留意点④

特定建設作業 の種類	特定建設作業工程																																	
ショベル系 掘削機械を 使用する作業	月	6月																																
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	作業日																																	
	月	7月																																
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	作業日																																	
	月	8月																																
	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
	作業日																																	

- ◇ 特定建設作業を実施する期間を記載する
- ◇ 作業休業日についても明記

本日の内容

- 特定建設作業の届出手続について
- **電子申請（行政オンラインシステム）について**
- よくある質問について

参考資料（大阪市環境局HP）

建設業のみなさんへ

（特定建設作業の届出と規制のあらまし）

https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000060/60981/aramashi_token_20230401.pdf

電子申請の開始について

電子申請が可能な届出等

- ・ 特定建設作業実施届出
- ・ 氏名等変更届出
- ・ 使用廃止届出
- ・ 承継届出
- ・ ダイオキシン類測定結果報告
- ・ 公害防止統括者（代理者）の選任、死亡・解任届出
- ・ 公害防止組織の承継届出

利用可能時間

- ・ 24時間受付可能（メンテナンス時を除く）

届出受付（受理）日

- ・ 届出等が電子申請により到達した日

電子申請を行うための準備①

利用者登録

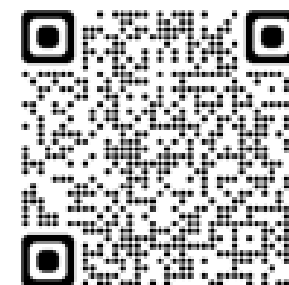
電子申請を行うためには、大阪市行政オンラインシステムで利用者登録が必要。※GビズIDでログイン可能

① 大阪市行政オンラインシステムへアクセス

URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>

大阪市行政オンラインシステム

検索



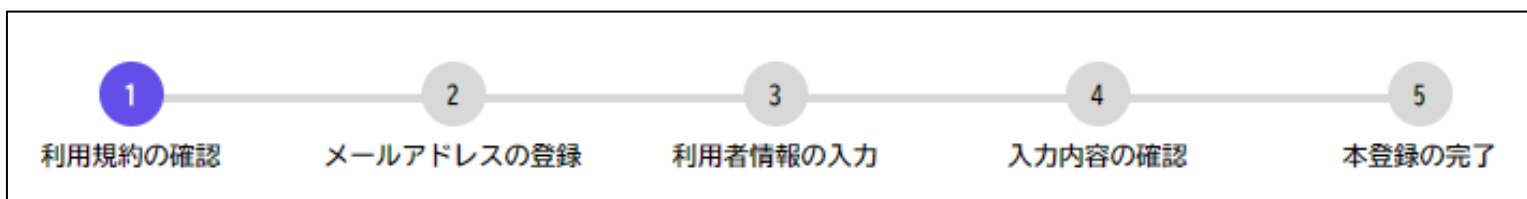
行政オンラインシステム
の2次元コード

電子申請を行うための準備②

② 事業者として登録



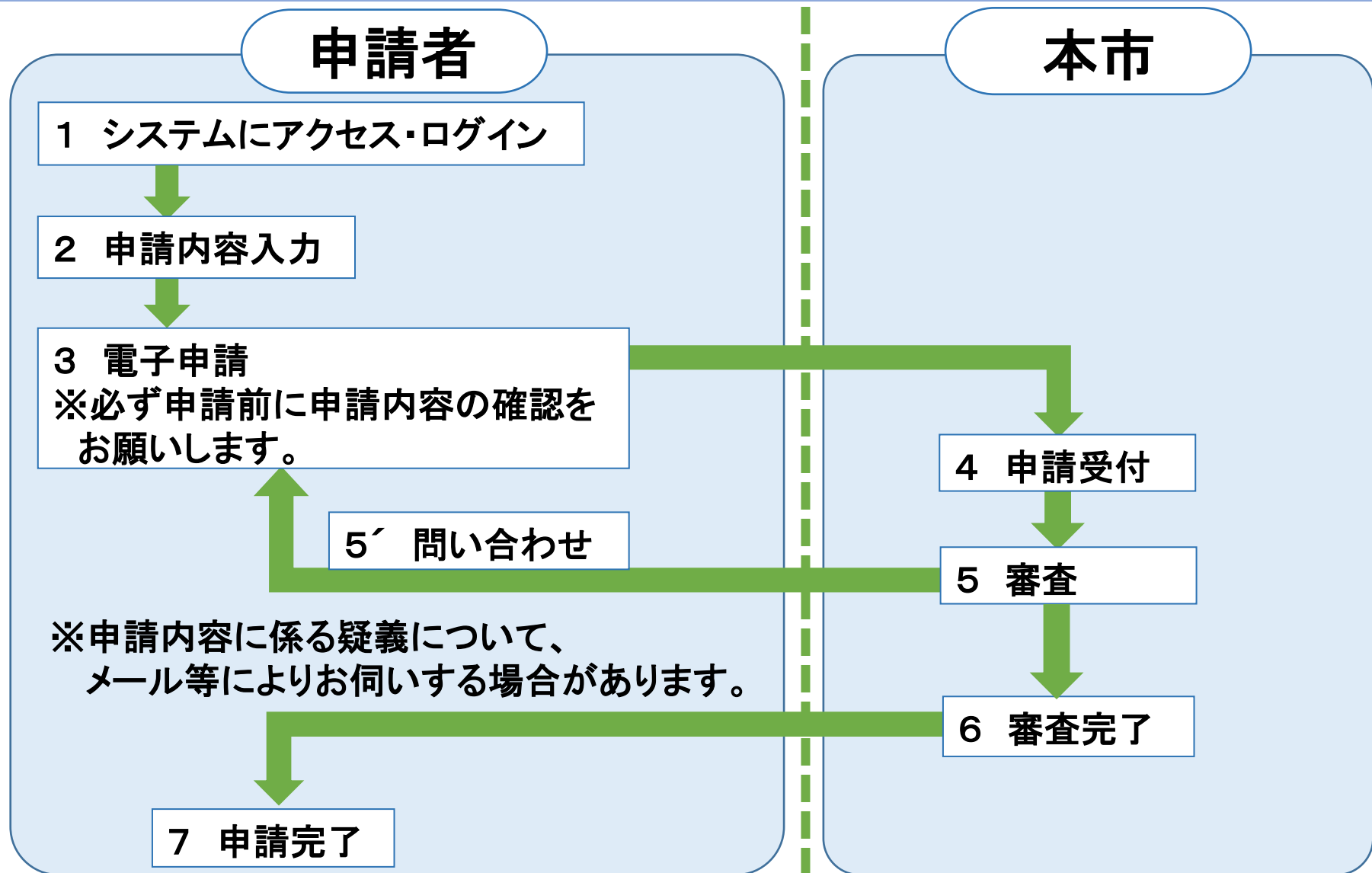
③ 必要事項を入力し登録完了



大阪市行政オンラインシステムの操作に関してわからないことがありましたら、トップ画面の上部にある、「ヘルプ」、「よくあるご質問」をご確認ください。

[手続き一覧（個人向け）](#)[手続き一覧（事業者向け）](#)[ヘルプ](#)[よくあるご質問](#)[ログイン](#)[新規登録](#)

電子申請の流れ①



電子申請の流れ②

手続き一覧（個人向け） **手続き一覧（事業者向け）** ヘルプ よくあるご質問 **ログイン** 新規登録

大阪市行政オンラインシステム

もっと便利に。
もっと簡単に。

大阪市では行政手続きの受付がインターネットで行えます。

① ログイン

利用者ID（メールアドレス） **必須**

パスワード **必須**

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[利用者の新規登録はこちら](#)

他のアカウントでログイン

GビズIDでログイン

② 届出検索

申請できる手続き一覧 **キーワード検索が可能です！**

キーワード検索

 検索

条件を指定して検索

カテゴリ 組織 利用者情報

人生のできごと

- コロナ対策
- 選挙・投票
- 戸籍・住民票・印鑑登録
- 税

手続き一覧（事業者向け）

該当件数 **347** 件

条件をリセットして全件表示

まもなく開始

令和6年度 平野消防署おもちゃ
花火教室申込について
消防局

まもなく開始

教育実習 事前研修会 申込
教育委員会事務局

SDGsインタビュー応募
阿倍野区役所

令和5年度放課後児童支援員キャ
リアアップ処遇改善事業補助金請
求書の提出
こども青少年局

電子申請の流れ③

③ 申請内容の入力等

内容詳細

特定建設作業実施届出（騒音・振動）

手続の概要

騒音規制法・振動規制法及び、大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る特定建設作業とは、くい打ち機やバックホウ等の建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって法施行令及び条例施行規則において定めるものをいいます。

この手続きを本人に代わり申請するには電子署名が必要です。

ご利用の端末にパソコン向けアプリがインストールされているか確認してください。
インストール手順はこちらをご覧ください。
インストール済みにもかかわらず、この表示が出る場合は、ページの再読み込みを行ってください。
なお、スマートフォンからも電子署名や申請が行えます。
スマートフォンアプリのインストールはこちらから行ってください。

申請を開始する >

本人に代わり申請を開始する

あとで申請する

申請内容
入力後

申請の完了

1 申請先の選択 2 申請内容の入力 3 申請内容の確認 4 申請の完了

特定建設作業実施届出（騒音・振動）

申請を受け付けました。
順番に申請内容を確認するため、確認までしばらくお待ちください。
なお、お手続きの処理状況は「マイページ」からご確認頂けます。
お問合せの際に必要となりますので、申込番号を控えるか、このページを印刷してください。

申込番号

85056073

申請内容のPDFをダウンロードする

ホームに戻る

申請内容のダウンロードが可能です

④ 申請状況の確認

マイページ

利用者メニュー

申請履歴・委任状の確認

あなたがこれまでに申請した手続き、委任状の内容を確認することができます。

申請履歴一覧・検索 >

委任状一覧・検索 >

申請内容照会

申請状況

申請を送信しました

申請内容のPDFをダウンロードする

この申請を取上げる

申請内容を使用して新しく申請する

<

戻る

申請内容のダウンロード
と再利用が可能です

電子申請の流れ④

⑤ 申請内容の修正

申請内容の修正が必要な場合は、申請内容を修正してくださいと表示されますので、差戻し理由を確認のうえ、申請内容を修正してください。

申込番号：00000000 20××年×月×日 ××時××分

申請内容を修正してください

特定建設作業実施届出（騒音・振動）

申請内容照会

申請状況

❗ 申請内容を修正してください

差戻し理由

申請内容のPDFをダウンロードする

申請内容を修正する

この申請を~~取り~~下げる

戻る

電子申請の注意点について①

特定建設作業の種類 必須

選択してください

選択してください

- くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業
- びょう打機を使用する作業
- さく岩機を使用する作業
- ブレーカーを使用する作業
- 空気圧縮機を使用する作業
- コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
- バックホウを使用する作業
- トラクターショベルを使用する作業
- ブルドーザーを使用する作業
- ショベル系掘削機械、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業
- コンクリートカッターを使用する作業
- 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 舗装版破碎機を使用する作業

特定建設作業の種類を選択
※種類ごとに申請が必要です。

特定建設作業実施届出（騒音・振動）

特定建設作業の内容を入力してください。

根拠規定 必須

特定建設作業を実施するので、下記の規定により届け出ます。

- 騒音規制法第14条第1項（第2項）
- 振動規制法第14条第1項（第2項）
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項（第2項）【騒音】
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項（第2項）【振動】

根拠規定の選択
（法・条例）（騒音・振動）

電子申請の注意点について②

特定建設作業届出一覧表

特定建設作業届出一覧表

○…該当 —…該当しない

番号 (届別)	番号 (条別)	種 類	区 分	法		府条例		規制対象作業	規制対象外作業
				騒音	振動	騒音	振動		
騒1 振1	騒1 振1	くい打機、くい抜機、 くい打くい抜機を使用する作業	くい打機を使用する作業	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、スチームハンマ、エアーハンマ、パイロハンマ、パイロエキストラクタ等 場所打ちの工法 もんげん（人力） アースオーガー、アースドリル等大口径掘削機械 圧入式くい打くい抜機を使用する作業 ウォータージェット等 	
			アースオーガーと併用する作業 *	—	○	—	○		
			圧入式くい打機を使用する作業	○	—	○	—		
			くい抜機を使用する作業	○	○	○	○		
			油圧式くい抜機を使用する作業	○	—	○	—		
		くい打くい抜機を使用する作業	○	○	○	○			
騒2	騒2	びょう打機を使用する作業		○	—	○	—	リベットハンマ（リベットター、リベットガン等）	インパクトレンチ、トルクレンチ
騒3	騒3	さく岩機を使用する作業	（手持ち式ブレイカーを含む）	○	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> 作業地点が連続的に移動しない作業—（注） チャッパ、レグドリル、コールドビットハンマ、ストーパ、シンカ、ドリフタ、ハンドハンマ、オーガー等 	
騒3 振4	騒3 振4	ブレイカーを使用する作業	（手持ち式ブレイカーを除く）	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 作業地点が連続的に移動しない作業—（注） クロウラーブレイカー、ジャイアントブレイカー、空圧式ブレイカー、油圧式ブレイカー等 	
騒4	騒4	空気圧縮機を使用する作業		○	—	○	—	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限り	さく岩機の動力源として使用する場合は「さく岩機を使用する作業」として届け出る
騒5	騒5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラントを設けて行う作業	○	—	○	—	混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限り	<ul style="list-style-type: none"> モルタルを製造するために行う作業 ミキサー車、ミキサー
			アスファルトプラントを設けて行う作業	○	—	○	—	混練機の混練重量が200kg以上のものに限り	

○…該当 —…該当しない

番号 (届別)	番号 (条別)	種 類	区 分	法		府条例		規制対象作業	規制対象外作業
				騒音	振動	騒音	振動		
騒6 振5	騒6 振5	バックホウを使用する作業		○	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 原動機の定格出力が80kW以上のものに限り 騒音のみアタッチメントをスケルトンバックケットに換装した掘削作業を含む 	環境大臣が指定するもの（平成9年10月1日施行）
騒7	騒7	トラクターショベルを使用する作業		○	—	○	○	原動機の定格出力が70kW以上のものに限り	環境大臣が指定するもの（平成9年10月1日施行）
騒8	騒8 振5	ブルドーザーを使用する作業		○	—	○	○	原動機の定格出力が40kW以上のものに限り	環境大臣が指定するもの（平成9年10月1日施行）
—	騒9 振5	ショベル系掘削機械、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業	ショベル系掘削機械を使用する作業	—	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 前述に規定する作業（※の3種別）以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kwを超えるものに限り）、トラクターショベル又はブルドーザー 	トロンメルバックケット
			アタッチメントをスケルトンバックケットに換装したもの	—	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> 騒音のみアタッチメントをスケルトンバックケットに換装した作業を含む バックホウ、クラムシュール、スケルトンバックケット等 	
—	騒10	コンクリートカッターを使用する作業		—	—	○	—	作業地点が連続的に移動しない作業—（注）	
—	振2	鋼球を使用し建築物その他の工作物を破壊する作業		—	○	○	○		
振3	振3	鍾乳破砕機を使用する作業		—	○	—	○	作業地点が連続的に移動しない作業—（注）	ドロップハンマー車等
特定建設作業の除外規定 <ul style="list-style-type: none"> 当該作業がその作業を開始した日に終了するものは特定建設作業から除外する 当該作業場所が工業専用地域の一部については特定建設作業から除外する 									<ul style="list-style-type: none"> 完全に1日で終了する作業をいう 除外地域については提出先で確認すること

（注）作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない

備考 1馬力は0.746kwとして計算する

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正により、令和4年10月1日から、アタッチメントをスケルトンバックケットに換装したショベル系掘削機械を使用する作業が騒音に係る特定建設作業として規制されています。詳細は次のURL（本市ホームページ）をご参照ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060981.html>

電子申請の注意点について③

例 さく岩機の動力源に空気圧縮機を使用する場合①

特定建設作業の種類 **必須**

選択してください

選択してください

- くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業
- びょう打機を使用する作業
- さく岩機を使用する作業**
- プレーカーを使用する作業
- 空気圧縮機を使用する作業
- コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
- バックホウを使用する作業
- トラクターショベルを使用する作業
- ブルドーザーを使用する作業
- ショベル系掘削機械、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業
- コンクリートカッターを使用する作業
- 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 舗装版破砕機を使用する作業

特定建設作業に使用される機器の名称、型式、仕様 **必須**

空気圧縮機、ショベル系掘削機械等、原動機の定格出力 (kw) によって規制対象の作業となる場合は、定格出力を必ず記載してください。
 (記載例) ブルドーザー BD-30S 30 kW、バックホウ BH-40SS 40 kW

さく岩機 SGK-20、SGK-30 空気圧縮機 KAK-175S (17 kW) |

電子申請の注意点について④

例 さく岩機の動力源に空気圧縮機を使用する場合②

番号 (法律)	番号 (条例)	種 類	区 分	法		府条例		規制対象作業	規制対象外作業
				騒音	振動	騒音	振動		
騒3	騒3	さく岩機を使用する作業	(手持ち式ブレーカーを含む)	○	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> 作業地点が連続的に移動しない作業——(注) チップパー、レッグドリル、コールピックハンマ、ストーパ、シンカ、ドリフタ、ハンドハンマ、オーガー等 	<ul style="list-style-type: none"> ニブラ、サイレントクラッシャー ◇さく岩機とブレーカーを併用する場合は「ブレーカーを使用する作業」として届け出る
騒3 振4	騒3 振4	ブレーカーを使用する作業	(手持ち式ブレーカーを除く)	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 作業地点が連続的に移動しない作業——(注) クローラーブレーカー、ジャイアントブレーカー、空圧式ブレーカー、油圧式ブレーカー等 	

電子申請の注意点について⑤

例 さく岩機の動力源に空気圧縮機を使用する場合③

① 法の届出の場合

根拠規定 **必須**

特定建設作業を実施するので、下記の規定により届け出ます。

- 騒音規制法第14条第1項（第2項）
- 振動規制法第14条第1項（第2項）
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項（第2項）【騒音】
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項（第2項）【振動】

法の
特定建設作業

条例の
特定建設作業

法の指定地域
条例施行規則
第53条第1号

法による
届出義務

条例による
届出義務

条例の横出し地域

条例施行規則
第53条第2号

条例による届出義務

② 条例の届出の場合

根拠規定 **必須**

特定建設作業を実施するので、下記の規定により届け出ます。

- 騒音規制法第14条第1項（第2項）
- 振動規制法第14条第1項（第2項）
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項（第2項）【騒音】
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項（第2項）【振動】

大阪府告示第1665号

大阪府生活環境の保全等に関する
条例施行規則第53条第2号の規定に
基づく地域の指定

電子申請の注意点について⑥

抜粋

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づく地域の指定

大阪府告示第1665号

1 都市計画法第2章の規定により定められた工業専用地域のうち次に掲げる地域

(1) 大阪市の区域

ア 此花区のうち島屋三丁目、島屋四丁目、島屋六丁目、春日出南三丁目、桜島二丁目及び桜島三丁目の工業専用地域並びに西島五丁目、島屋二丁目、島屋五丁目、梅町一丁目、梅町二丁目、北港一丁目、北港二丁目及び常吉二丁目の工業専用地域の一部

イ 港区のうち市岡二丁目、市岡四丁目、福崎一丁目、福崎二丁目、海岸通三丁目及び海岸通四丁目の工業専用地域

ウ 大正区のうち泉尾六丁目、泉尾七丁目、北恩加島一丁目、北恩加島二丁目、南恩加島一丁目、南恩加島四丁目から南恩加島七丁目まで、鶴町一丁目から鶴町五丁目まで、三軒家東二丁目、三軒家東三丁目、千島一丁目、小林東一丁目及び平尾一丁目の工業専用地域

エ 西淀川区のうち大野三丁目、百島一丁目及び百島二丁目の工業専用地域並びに中島二丁目、西島一丁目及び西島二丁目の工業専用地域の一部

オ 淀川区のうち加島一丁目から加島三丁目まで、三津屋北二丁目、三津屋北三丁目、田川三丁目、田川北一丁目、田川北三丁目、十三本町二丁目、十三元今里三丁目及び野中南二丁目の工業専用地域

カ 鶴見区のうち今津北三丁目及び今津北四丁目の工業専用地域

キ 住之江区のうち北加賀屋三丁目から北加賀屋五丁目まで、緑木一丁目、緑木二丁目、泉二丁目、平林南一丁目、平林南二丁目、柴谷二丁目、南港東一丁目から南港東三丁目まで、南港東八丁目、南港東九丁目及び南港南一丁目の工業専用地域並びに平林北二丁目及び柴谷一丁目の工業専用地域の一部

ク 平野区のうち加美東六丁目、加美東七丁目及び加美南二丁目の工業専用地域

ケ 西成区のうち津守三丁目、南津守二丁目及び南津守五丁目の工業専用地域

3 特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動にあっては、1及び2に掲げる地域のほか、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項及び振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定される地域の境界から300m以内の地先及び水面を含む。

電子申請の注意点について⑦

例 手持式さく岩機と油圧式ブレイカーを使用する場合

特定建設作業の種類 **必須**

ブレイカーを使用する作業 ▼

選択してください

くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業

びょう打機を使用する作業

さく岩機を使用する作業

ブレイカーを使用する作業

空気圧縮機を使用する作業

コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業

バックホウを使用する作業

トラクターショベルを使用する作業

ブルドーザーを使用する作業

ショベル系掘削機械、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業

コンクリートカッターを使用する作業

銅球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

舗装版破碎機を使用する作業

特定建設作業に使用される機器の名称、型式、仕様 **必須**

空気圧縮機、ショベル系掘削機械等、原動機の定格出力 (kW) によって規制対象の作業となる場合は、定格出力を必ず記載してください。

(記載例) ブルドーザー BD-30S 30kW、バックホウ BH-40SS 40kW

さく岩機 SGK-20、空気圧縮機 KAK-175S 17kW、ブレイカー BRK-100A

電子申請の注意点について⑧

例

ブレーカーを使用する作業の場合①

※手持ち式ブレーカーを除く

番号 (法律)	番号 (条例)	種 類	区 分	法		府条例		規制対象作業	規制対象外作業
				騒音	振動	騒音	振動		
騒3	騒3	さく岩機を使用する作業	(手持ち式ブレーカーを含む)	○	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> 作業地点が連続的に移動しない作業——(注) チッパー、レッグドリル、コールピックハンマ、ストーパ、シンカ、ドリフタ、ハンドハンマ、オーガー等 	<ul style="list-style-type: none"> ニブラ、サイレントクラッシャー ◇さく岩機とブレーカーを併用する場合は「ブレーカーを使用する作業」として届け出る
騒3 振4	騒3 振4	ブレーカーを使用する作業	(手持ち式ブレーカーを除く)	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 作業地点が連続的に移動しない作業——(注) クローラーブレーカー、ジャイアントブレーカー、空圧式ブレーカー、油圧式ブレーカー等 	

電子申請の注意点について⑨

例

ブレーカーを使用する作業の場合②

※手持ち式ブレーカーを除く

① 法の届出の場合

根拠規定	必須
特定建設作業を実施するので、下記の規定により届け出ます。	
<input checked="" type="checkbox"/>	騒音規制法第14条第1項（第2項）
<input checked="" type="checkbox"/>	振動規制法第14条第1項（第2項）
<input type="checkbox"/>	大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項（第2項）【騒音】
<input type="checkbox"/>	大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項（第2項）【振動】

法の
特定建設作業

条例の
特定建設作業

法の指定地域
条例施行規則
第53条第1号

法による
届出義務

条例による
届出義務

② 条例の届出の場合

根拠規定	必須
特定建設作業を実施するので、下記の規定により届け出ます。	
<input type="checkbox"/>	騒音規制法第14条第1項（第2項）
<input type="checkbox"/>	振動規制法第14条第1項（第2項）
<input checked="" type="checkbox"/>	大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項（第2項）【騒音】
<input checked="" type="checkbox"/>	大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項（第2項）【振動】

条例の横出し地域

条例施行規則
第53条第2号

条例による届出義務

電子申請の注意点について⑩

例

ショベル系掘削機械を使用する作業の場合

※原動機の定格出力が20kWを超えるショベル系掘削機械

番号 (法律)	番号 (条例)	種 類	区 分	法		府条例		規制対象作業	規制対象外作業
				騒音	振動	騒音	振動		
—	騒9 振5	ショベル系掘削機械、 トラクターショベル又は ブルドーザーを使用 する作業	ショベル系掘削機械 を使用する作業	—	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・前述に規定する作業（※の3種類）以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kwを超えるものに限る）、トラクターショベル又はブルドーザー ・騒音のみアタッチメントをスケルトンパッケージに換装した作業を含む ・バックホウ、クラムシェル、スケルトンパッケージ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・トロンメルパッケージ
			アタッチメントを スケルトンパケッ トに換装したもの	—	—	○	—		
			トラクターショベル 又はブルドーザーを 使用する作業	—	—	○	○		

電子申請の注意点について⑪

例

ショベル系掘削機械を使用する作業の場合

※原動機の定格出力が20kWを超えるショベル系掘削機械

根拠規定 **必須**

特定建設作業を実施するので、下記の規定により届け出ます。

- 騒音規制法第14条第1項（第2項）
- 振動規制法第14条第1項（第2項）
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項（第2項）【騒音】
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項（第2項）【振動】

特定建設作業の種類 **必須**

ショベル系掘削機械、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業

スケルトンバケットの使用について

スケルトンバケットを使用する場合は必ず選択してください。

選択解除

- スケルトンバケットを含む
- スケルトンバケットのみ

※通常のバケットは使用せず、「スケルトンバケットのみ」の場合は、府条例（騒音）のみチェックし、府条例（振動）はチェックしない

本日の内容

- 特定建設作業の届出手続について
- 電子申請（行政オンラインシステム）について
- よくある質問について

参考資料（大阪市環境局HP）

建設業のみなさんへ

（特定建設作業の届出と規制のあらまし）

https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000060/60981/aramashi_token_20230401.pdf

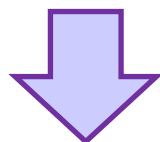
よくある質問①

Q 1 : 特定建設作業が2つ以上の市町村にまたがる場合、届出はどのようにすればよいか。



A 1 : どちらの市町村にも届出をする必要があります。

Q 2 : 工事が長期間継続する場合の特定建設作業について、届出は何回も必要か。



A 2 : 1年以上など、長期間にわたる工事であっても1回の届出で工期終了まで届出可能です。

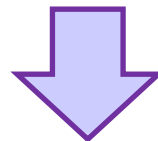
よくある質問②

Q 3 : 届出を窓口に提出する者が、届出者ご本人でない場合、委任状は必要か。



A 4 : 必要ございません。

Q 4 : 工期が延びた都合で、届出の作業実施期間を延長したい。どうすればよいか。



A 4 : 受理済の届出について作業実施期間の延長はできないため、新たに届出が必要になります。この際にも、中7日を遵守してください。

よくある質問③

Q 5 : 電子申請を行った場合の特定建設作業実施届出の受付日はいつになるのか？



A 5 : 申請が到達した日が届出日となります。

Q 6 : 電子申請をする場合に、添付ファイルはどのような形式で添付すればよいか。



A 6 : PDF、Word、Excel、画像ファイル等の形式による添付が可能です。

届出及びお問合せ先

提出先	住所	電話番号	所管行政区（担当区）
北部環境保全監視グループ	北区扇町2-1-27 北区役所2階	06-6313-9550	北区、都島区、淀川区 東淀川区、旭区
東部環境保全監視グループ	中央区久太郎町1-2-27 中央区役所3階	06-6267-9922	中央区、天王寺区、 浪速区、東成区、生野区、 城東区、鶴見区
西部環境保全監視グループ	港区市岡1-15-25 港区役所4階	06-6576-9247	福島区、此花区、西区 港区、大正区、西淀川区
南東部環境保全監視グループ	阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス12階	06-6630-3433	阿倍野区、東住吉区 平野区
南西部環境保全監視グループ	住之江区浜口東3-5-16 住之江保健福祉 センター分館	06-4301-7248	住之江区、住吉区 西成区

参考資料（大阪市環境局HP）

大気汚染・騒音・振動・悪臭などに関する規制と届出

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html>